

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

1 改正の概要

電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する省令は、デジタル庁設置法（令和3年法律第36号。以下「法」という。）の施行に伴い、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号。以下「施行規則」という。）について所要の改正を行うもの。

2 改正内容

法により、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号が第4条第1項第8号に改正されたことに伴い、同法第4条第8号を引用している施行規則の規定について、条番号を改める。

法第28条により、電子署名及び認証業務に関する法律第40条第1項で定める主務大臣が変更されたことに伴い、「総務大臣、法務大臣又は経済産業大臣のいずれかに、正本一通及び副本二通を提出」としていた申請等の方法を、「内閣総理大臣又は法務大臣のいずれかに正本一通及び副本一通を提出」に改める。

4 施行日

法の施行日（令和3年9月1日）から施行する。